

# 逓増定期保険 無配当

死亡・約款所定の高度障害状態に**一定期間備える**ことができます。

**特徴 1** 死亡されたとき、約款所定の高度障害状態になられたとき、保険金をお受け取りいただけます。

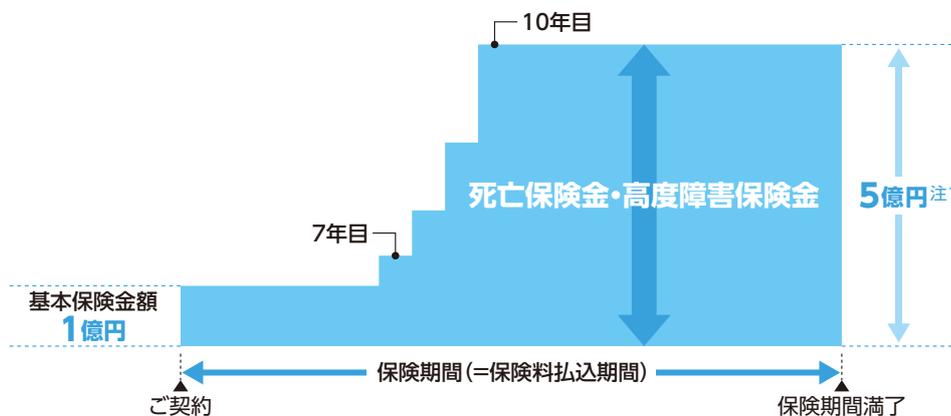
**特徴 2** 保険料は一定で、約款所定の逓増率により保険金額が増加します。

**特徴 3** ご契約の保険金額が三井住友海上あいおい生命所定の条件を満たす場合、保険料の高額割引制度が適用されますので、保険料が割引になります。

※減額等の契約内容の変更により、条件を満たさなくなった場合は、高額割引制度が適用されなくなります。

## 商品の概要(主契約)

変動率型、逓増率0%第7保険年度以後50%、基本保険金額：1億円 の場合



注1 保険金額が第6保険年度までは基本保険金額と同一で、第7保険年度以後は毎年50%複利で増加します。  
死亡保険金・高度障害保険金は、基本保険金額の5倍を限度とします。

※ 具体的なお契約の内容(逓増率、基本保険金額、保険料、保険期間、保険料払込期間、保険料払込方法等)は、「申込書」や「保険設計書」等でご確認ください。

保険金	お支払いできる場合(お支払事由)				
死亡保険金	死亡されたとき				
高度障害保険金	責任開始期以後に発生した病気やケガで、約款所定の高度障害状態になられたとき				
保険期間	10年・15年・20年・25年・30年満了、50歳・55歳～90歳満了(更新なし)				
保険料払込期間	全期払	解約返戻金	あり	配当金	なし

※ 保険金をお支払いした場合、保険契約は消滅します。

※ 死亡保険金と高度障害保険金は、重複してお支払いできません。

## 主な取扱規定(主契約)

※ご契約内容によっては、お申込みいただけない場合がありますので、ご注意ください。

契約年齢範囲	6歳～80歳	保険金額	最終保険年度における保険金額 10億円以下
付加可能な特約	●災害割増特約	●新傷害特約	●リビング・ニーズ特約 ●代理請求特約 <sup>注2</sup>

注2 死亡保険金受取人が法人の場合、代理請求特約は付加できません。

## 主なご留意点

### ●解約返戻金について

解約返戻金は、多くの場合払込保険料累計額を下回ります。また、保険期間満了時には解約返戻金は0(ゼロ)となります。

### ●保険料の払込免除について

- 次の場合、以後の保険料のお払込みは不要になります。
  - ・責任開始期以後に発生した不慮の事故によるケガで、その事故の日からその日を含めて180日以内に約款所定の身体障害の状態になられたとき
- 保険料の払込免除事由が発生しても、次の場合には保険料のお払込みを免除することはできません。
  - ・ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によるとき
  - ・被保険者の犯罪行為によるとき 等

### ■法人がご契約者となる場合の留意点

- ・法人向け保険商品は、(死亡)保険金等を事業保障資金等の財源としてご活用いただくための「保障」等を目的とする商品です。
- ・法人向け保険商品をお選びいただく際には、注意喚起文書「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」を必ずご覧ください。
- ・経理処理の際に必要な情報につきましては、「保険設計書」や、「保険証券」に同封の書類にてご確認ください。
- ・税務上の取扱いについては、2024年9月施行中の税制によります。今後の税制改正によって変更となる場合がありますのでご注意ください。また、具体的な経理処理にあたっては、税理士等の専門家にご相談ください。

- ・ご契約いただく商品は、三井住友海上あいおい生命を引受保険会社とする生命保険商品であり、預貯金ではありません。したがって、預金保険制度の対象商品とはなりません。
- ・このご案内は商品の概要を説明しています。ご検討に際しては、必ず「契約概要」「注意喚起情報」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

三井住友海上あいおい生命保険株式会社

● ご相談・お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

〒104-8258 東京都中央区新川2-27-2

お客さまサービスセンター TEL:0120-324-386(無料)  
受付時間 月～金 9:00～18:00 土 9:00～17:00(日・祝日・年末年始を除きます)  
<https://www.msa-life.co.jp>

PDF0244 2024.04.01 2024-A-0681(2025.3.2)